

## 中郷地区まちづくり協議会規約

### (名称)

第1条 この会の名称は、中郷地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を中郷地区公民館に置く。

### (目的)

第2条 中郷地区において、魅力ある住みよいまちづくりを推進するため、市との連携のもとに中郷地区まちづくり計画の策定及びその推進を図ることを目的とする。

### (構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 中郷地区の居住者で、各部落の推薦を受けた者
- (2) 中郷地区に存する各種団体のうち、別表に掲げる団体の長、又は代表者
- (3) 前中郷地区自治会正副会長
- (4) 会長が推薦した者

### (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 若干名 |
| (3) 事務長  | 1名  |
| (4) 書記   | 3名  |
| (5) 会計   | 1名  |
| (6) 会計監査 | 2名  |

### (役員の仕事)

第5条 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 事務長は、協議会の事務を総括する。
- 4 書記は、協議会の会議録等を作成する。
- 5 会計は、協議会の予算に基づき会計事務を行う。
- 6 会計監査は、協議会の経理を監査する。

### (役員を選出)

第6条 会長、副会長、会計監査は、総会において委員の互選によりこれらを定める。

- 2 事務長、書記、会計は、委員の中から会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第9条 総会は、第3条の委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し議長となる。
- 3 総会は、委員の過半数が出席することによって成立する。
- 4 総会は、次の事項を協議する。
  - (1) 規約の変更に関する事。
  - (2) 会長、副会長及び会計監査の選出に関する事。
  - (3) 事業計画及び事業の実績に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) その他協議会が第2条の目的を達成するための事業に関する事。
- 5 総会の協議は、合意に達成するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。
- 6 総会は、年2回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは随時開催することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 第9条第2項及び第3項の規定は、役員会の開催について準用する。
- 3 役員会は、協議会の運営及び総会提案事項について協議する。
- 4 役員会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(委員の職務)

第11条 委員は、協議結果について、中郷地区住民に理解を求めよう努めるとともに、第2条の目的達成に向けて相互の連携を密にし事業の推進を図るものとする。

- 2 第3条第1号及び第2号に定める委員は、その所属する団体の意見をまとめ、これを協議会に反映させるよう努めるものとする。

(部会)

第12条 会長は、それぞれの分野の発展を目指し、それらの調査研究と関連事業の推進を図るため総会に諮って部会を置くことができる。

- 2 部会長は、部会の活動状況等について総会に報告するものとする。
- 3 部会は、積極的にその属する部会の事業を推進するとともに、他の部会に属する事業の実施に協力するものとする。

(会計)

第13条 協議会の経費は、地区支出金、市支出金、社会福祉協議会助成金、その他の収入をもって充てる。地区支出金は、一戸当りを対象とし、その戸数の算出は各区長に一任することとし、支出金の額は総会で決議する。

2 協議会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了するものとする。

(顧問及び相談役)

第14条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が総会の同意を得てこれを推戴する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、総会に諮って会長が定める。

付則 1 この規約は平成20年10月18日から施行する。

2 第7条の規定にかかわらず平成20年度役員の任期は平成20年10月18日から会計年度終了までとする。

3 平成20年12月16日第3条、第13条改正

4 平成24年1月21日第4条改正

5 令和2年12月4日第3条(2)別表の改正

別表(第3条関係)

団体名等
中郷地区自治会
中郷地区体育会
中郷地区老人会
中郷地区公民館
自主防災団体
自主防犯団体